

補助事業評価シート

番号	19	章	施策7	ともにつくる福祉の推進
----	----	---	-----	-------------

補助事業名	障害者福祉活動事業助成等	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	15 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区障害者福祉活動基金条例 新宿区障害者福祉活動基金条例施行規則				
19年度決算額 補助率	3,538,134 円 上限100万円	補助対象団体(者)	新宿区に住所を有する障害者(その家族を含む。)及びその他の区民並びにそれらのものが組織する団体 平成19年度実績 19団体		
補助することで達成しようとしている区の目的	障害者の自立と社会参加を促進する自主活動を援助するため助成金を交付し、心身障害者の福祉の増進を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	障害者の自立及び社会参加を促進する活動に助成を行い、もつて障害者福祉の増進を図ります。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・新宿区障害者福祉活動事業助成金交付申請書 事業計画書内容 「事業名」「参加者内訳」「事業目的趣旨」「事業内容(実施プログラム)」「団体の概要」「他の補助金申請状況」 ・添付文書 「設立趣旨」「日常の活動状況」「名簿」等の資料	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書(収支清算書・事業実施報告書・経費支出内訳書) 事業計画書内容 「事業名」「参加者内訳」「事業内容(実施プログラム)」「事業のまとめ」「事業評価シート」 ・添付文書 領収書・参加者名簿・パンフレット等、実施事業が具体的に確認できる資料		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 上記の提出書類により、対象事業の目的・趣旨が補助金の目的に合致しているかどうか、実施プログラムの内容・ボランティア人数等で事業を無理なく効果的に行えるかどうかを、新宿区障害者福祉活動事業助成金配分委員会(内部委員)で審議し、配分額を決定します。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告書提出時に、審査を行います。 提出された書類により「補助金が適正に支出されたか」「その事業により障害者の自立・社会参加が増進したか」等について、課内にて審査を行います。		
今後の課題	障害者の自立及び社会参加の促進のために、本助成事業は大きな役割を果たしていますが、幅広く障害当事者等の自主的活動を助成するために、常に助成金の公正な配分が求められています。				
補助金の評価	総合評価(A・B・C・D)とその理由 この補助金の総合評価はBです。 理由は、平成19年度には19団体に対し助成を行い障害者福祉の増進を図れたためです。  区と補助対象者との役割分担 助成対象者が自主的に助成目的に沿った事業を計画し実施します。 区は、助成対象者が事業を実施するために必要な経費の一部を助成するとともに、その自主性に配慮しつつ、事業に対しての助言を行っています。  目標の設定 目標設定は、障害者福祉の増進を図るためであり、区内の障害者のニーズを踏まえたもので適切です。  代替手段・効率性 当事者等の自主的活動に対して、区が必要な支援を行う事業であるとともに、基金の運用収入を活用しているので効率的です。  目標の達成状況 この助成金を交付したことにより、障害当事者等が様々な事業を行い障害者の自立及び社会参加が促進されました。				
今後の改革方針	障害者の自立及び社会参加の促進に果たす役割は、区の直接行う事業のみではなく当事者等が行う活動も重要です。今後も新宿区の障害者福祉の増進のため助成を続けていきます。				